

DX Connect Gate 利用約款

第1条 (利用約款の適用)

TIS 株式会社 (以下「当社」という) は、この利用約款 (以下「本約款」という) に基づき、請求書支払いサービス「DX Connect Gate」(以下「本サービス」という) を、本サービス利用契約者 (以下「契約者」という) に対し提供する。

第2条 (本サービスの内容)

当社が契約者に提供する本サービスの内容は、サービス仕様書 (以下「仕様書」という) において具体的に特定されるものとする。

第3条 (契約の成立等)

1. 本サービスの利用申込者 (以下「申込者」という) が、当社所定の方法で申込み、当社がこれに対して当社所定の方法で承諾の旨を通知した時点で本サービスの提供を内容とする契約 (以下「本契約」という) は成立する。なお、申込者は、本約款・仕様書 (以下「約款等」という) に同意のうえで申込みを行うものとし、当社は、申込者が申込みを行った時点で、約款等の内容を承諾しているものとみなす。
2. 契約者が本契約の変更をする場合、当社所定の変更申込をし、当社がこれに対して当社所定の方法で変更承諾の旨を通知した時点で本契約の変更は成立する。
3. 前各項にかかわらず、EDI等電子取引を本契約成立の手段として用いることができる。
4. 申込み内容と約款等の内容に異なる定めがあった場合には、申込み内容が約款等に優先する。
5. 契約者は、当社の販売パートナーへ本サービスを申込みことができるものとし、この場合の本サービスの利用に関する契約は当社と契約者間で生じ、本サービスの販売およびそれに付随する行為に関する契約は販売パートナーと契約者間で生じるものとする。
6. 次の事項に該当する場合、当社は申込みの承諾をしない場合がある。なお、承諾しない場合は、承諾しない旨を通知するが、当該理由について開示する義務は負わない。
 - (1) 当社所定の申込み方法に従わない場合
 - (2) 本サービス提供にあたり、業務上または技術上の問題が生じる、または生じるおそれがある場合
 - (3) その他、当社が不適当と判断した場合

第4条 (電磁的記録の利用)

本契約の他の規定において、書面により行うとされているものであっても、契約者と当社が別途協議のうえ定める電磁的記録に代えることができる。ただし、EDI等電子取引を本契約成立の手段としている場合を除き、当該書面に記名押印をなすべきものとしている場合には、電磁的記録により行うことができないものとする。

第5条 (初期設定作業)

当社は、契約者が本サービスを導入するにあたり必要な初期設定作業 (以下「初期設定作業」という) を契約者に提供するものとし、その内容、期間、対価等は申込書および仕様書に定めるものとする。

第6条 (契約の履行)

1. 当社は善良なる管理者の注意をもって本サービスを契約者に提供し、契約者は本契約に従い本サービスを利用することができる。
2. 当社は自らの責任により、本契約にかかる業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
3. 当社は、いかなる場合においても、本サービスが契約者の特定の使用目的に合致すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合や中断を起こさないことを保証するものではない。
4. 本サービスは「現状有姿」の状態提供されるものとし、当社は、本サービスにより記録されたデータの完全性、網羅性、正確性、確実性、有用性に関して、本契約に定められた事項を除き何ら保証しないものとする。
5. 仕様書に定める範囲を超える業務 (初期導入支援業務、カスタマイズ作業、コンサルティング業務等で仕様書に定めのない業務) に関しては、別途、当該業務に係る契約を締結のうえで実施するものとする。

第7条 (サービス料金とその支払い)

1. 契約者は、当社に対し、本サービスのサービス料金を、別途提示する当社所定の申込みに基づき本契約で定めた金額・支払条件で、当社が指定する方法にて支払うものとする。
2. 契約者は販売パートナー経由で本サービスの申込を実施した場合は、販売代理店との契約内容に従うものとする。
3. サービス料金の支払いに関わる振込み手数料は、契約者の負担とする。
4. 契約者がサービス料金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を加えて当社に支払うものとする。

第8条 (契約期間)

1. 本サービスの契約期間は本契約に定めるものとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに契約者または当社のいずれからも書面による特段の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 第1項の契約期間中に本契約を解約する場合 (契約者の責により当社が本契約を解約する場合も含む)、未払いのサービス料金がある場合、違約金として契約期間終了日までのサービス料金および消費税相当額を解約日までに当社へ支払わなければならない。
3. 契約者が契約期間中に本契約の一部を解約する場合、当社は違約金として契約期間終了日までに相当するその差額を請求する、または、その差額分をサービス料金に反映させ増額することができるものとする。

第9条 (当社からの通知)

1. 当社から契約者への通知は、本契約に特段の定めのない限り、電子メール、書面、本サービス内の画面または当社ホームページに掲載など (以下「当社所定の連絡方法」という) により行うものとする。
2. 契約者に対する通知は、当社所定の連絡方法によりなされた時点から効力を生じるものとする。

第10条 (約款等の変更)

1. 当社は、約款等の内容を随時変更することがある。この場合、本サービスの提供条件は変更後の約款等に従うものとする。
2. 約款等を変更する場合、当社は契約者に対してその変更内容および変更日等を当該変更日の1ヶ月前までに当社所定の連絡方法で通知する。
3. 契約者は、約款等の変更へ同意できない場合、約款等の通知日から約款等変更日の10日後以内であれば最低利用期間中であるか否かを問わず、違約金を支払うことなく本契約を解約できるものとする。

第11条 (本サービス利用に必要な環境準備、維持)

1. 契約者は、自己の費用と責任において、仕様書または別途当社が定める本サービスに必要な設備、環境を準備し、かつ維持するものとする。
2. 契約者は、本サービスの利用に際し、コンピュータウィルス、マルウェア等の不正プログラムによる被害を防止するため、適切なウィルス対策ソフトを導入し、最新の状態に維持するものとする。
3. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者において伝送するデータ等の伝送状況等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。

第12条 (提携サービス)

1. 本サービスは、当社以外の第三者のベンダーが提供するサービス、システム、プロダクト (以下「本提携サービス」という) と相互運用するように設計された機能を有する場合がある。本提携サービスに関する一切の事項 (機能の仕様・制限事項・品質・方針・サポート終了期間・規約・利用方法等を含むが、これらに限らない) については、本提携サービスを提供する第三者が定める条件が適用されるものとし、本契約に特段の規定がない限り、当社は一切責任を負わないものとする。

2. 当社は、契約者が本サービスと連携するサービス（本提携サービスを含むがそれに限らない。以下総称して「本連携サービス」という）がある場合において、本連携サービスを3ヶ月以上利用していないものと本連携サービス提供者または当社が判断した場合、当社は本サービスと本連携サービスの連携を契約者への事前の通知なく解除できるものとする。なお、当該解除によって、契約者が損害を被った場合でも、当社は一切責任を負わないものとする。

第13条（ユーザIDおよびパスワード）

1. 契約者はユーザ ID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの定期的な変更および銀行サービスのパスワードと違うものを設定することを含む）するものとする。ユーザ ID およびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとする。契約者のユーザ ID およびパスワードによる利用その他の行為は、すべて契約者による利用とみなすものとする。
2. 第三者が契約者のユーザ ID およびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についてのサービス料金の支払その他の債務一切を負担する。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償しなければならない。ただし、当社の故意または過失による場合はこの限りではない。

第14条（バックアップ）

契約者は、本サービスの利用を通じて本サービス用設備（サーバ等）に蓄積、保存される契約者のデータ（以下「契約者データ」という）については、契約者は自らの責任でバックアップし保存しておくものとする。当社がデータのバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社は契約者データの破損、消失、保管、保存、バックアップ等に関し責任を負わないものとする。

第15条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、次の行為を行わないものとする。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - (3) 本契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (9) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (10) 第三者の設備または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (11) その他、当社が本サービスの契約者として相応しくないと判断する行為
2. 前項に違反することにより、当社または他の本サービス利用者を含む第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの費用と責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

第16条（機密情報の保持）

1. 本契約において機密情報とは、開示側の当事者（以下「開示者」という）が「機密」である旨を明示または告示のうえで受領側の当事者（以下「受領者」という）へ開示

された情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条1項に定められる個人情報（以下「個人情報」という）を含む。）をいう。ただし、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当するものについては、機密情報には該当しないものとする。

- (1) 開示を受けた時、受領者が機密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、もしくはその後、受領者が機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手している情報
 - (3) 開示を受けた時、既に公知であった情報、またはその後受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 受領者が開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報
2. 受領者は、機密情報を本契約以外には一切使用してはならない。
 3. 受領者は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を保管しなければならない。
 4. 受領者は、開示者の書面による事前の承諾なく、機密情報を第三者へ開示、漏えいしてはならない。開示者の承諾後、受領者が第三者へ機密情報を開示する場合、受領者は本条に定める義務と同等の義務を第三者に課すものとする。
 5. 受領者は、機密情報を業務上知る必要のある役員・従業員、関係会社（会社法上の親会社、子会社をいう）役員・従業員、本契約と同等の機密保持義務を課した委託業務の再委託先（当社の販売パートナー、本サービスを構成するソフトウェアのライセンサーを含む）、および当該機密情報の評価または内部利用のために契約している弁護士・公認会計士・コンサルタント等に開示することができるものとする。ただし、これらのものによる機密の保持につき開示者に対してその責任を負うものとする。
 6. 受領者は、管轄官公庁または行政機関の要求、裁判所の命令、その他法令に基づき機密情報の開示を求められた場合は、必要な範囲において当該機密情報を開示することができる。
 7. 個人情報を取扱う場合、受領者は、個人情報保護法を遵守するものとする。
 8. 受領者は、本取引に必要な範囲を超えて機密情報を複製、複製または改変する場合は、開示者から事前の書面による承諾をえなければならない。
 9. 受領者は、本契約が終了した場合または本契約期間中においても開示者からの要求がある場合には、機密情報（複製、複製した場合はそれらを含む）を返還または破棄するものとする。
 10. 開示者は、機密情報の利用管理状態につき受領者から報告を求めることができるものとする。
 11. 本条の規定に加えて、当社は、契約者から提供される情報を以下に掲載する当社の個人情報保護方針等で最新のものにに基づき、適切に取扱うものとする。
 - ・ 個人情報保護方針
<https://www.tis.co.jp/privacypolicy/>
 - ・ 個人情報の取り扱いについて
<https://www.tis.co.jp/privacy/>
 - ・ 「DX Connect Gate」個人情報の取り扱いについて
https://biz.dxcg.jp/register/pages/protocol_dxcg_jp.html
 - ・ 情報セキュリティ方針
https://www.tis.co.jp/tis_securitypolicy/
 12. 本条の規定は、本契約終了後2年間存続する。ただし、当該規定のうち個人情報に関しては、本契約終了後もなおその効力を有するものとする。

第17条（データの取扱い）

1. 契約者は、当社が本サービスの提供の過程で得られるデータ（以下「サービスデータ」という）を収集することを予め承諾する。当社は、サービスデータを機密情報として取り扱うものとする。
2. 前項にかかわらず、契約者は、当社が、当社のサービスの向上や営業活動、商品拡張のために、契約者や個人を特定できない統計情報の形でサービスデータを利用、公開および第三者（販売パートナーに限らないものとする。）に提供できることを予め承諾する。
3. 契約者のデータが蓄積、保存されるサーバ等の維持、管理、セキュリティ等は、クラウドコンピューティングサービス提供事業者（以下「クラウド事業者」という）が定める通りとする。

4. 第 16 条第 2 項および第 4 項並びに本条第 2 項にかかわらず、当社は、契約者の事前の承諾なく、サービスデータを以下の目的で自ら利用し、または本サービスの提供に関する当社の業務提携先に提供できるものとする。この場合、当社は第 16 条で定める機密保持義務と同等の義務を当該提供先に課すものとする。

◆当社の利用目的

(1) 本サービスの提供のため

- ・本サービスに関するユーザ情報の登録およびアカウント開設のため
- ・ユーザが本サービスを円滑に利用できるようにするため・本サービスの保守、運用、外部サービスとの接続のため
- ・本サービスのご利用によるご請求処理のため
- ・当社・代理店・提携先等の顧客管理、顧客対応、顧客の利用動向を分析し利便性を向上させるため
- ・犯罪収益移転防止法に基づく、ご本人さまの確認等やサービスをご利用いただく資格等の確認
- ・その他本サービスに関する重要なお知らせ等、必要に応じた連絡を行うため

(2) 本サービスの利用状況の調査、分析、マーケティングのため (※)

- ・本サービス利用に関する統計データの作成のため
- ・メールの送信や Web 上のご案内、アンケート等、ダイレクトマーケティングによる当社および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご案内のため・利用パターンの分析、中小企業サポートに必要なニーズ分析のため

(3) 本サービスの改善のため (※)

- ・本サービスのサービスレベル・機能改善・新サービスの提供 (決済・金融サービス業務自動化サービス等を含む) のため
- ・今後の当社サービスに関する企画立案を行い提供するため
- ・ユーザからのお問合せ対応その他のカスタマーサポートの提供のため
- ・ユーザの本サービス利用時およびお問い合わせ時等の本人確認のため

(4) 本サービスの不正利用防止のため (※)

- ・不正利用防止のため
- ・不正利用が発生した場合などに本人確認や連絡を行うため

(※) は、請求・入金の状況やサービスの利用状況等を分析することによる利用を含みます。

◆第三者における利用目的

(1) 本サービスの提供のため

- ・代理店・提携先等の顧客管理、顧客対応、顧客の利用動向を分析し利便性を向上させるため
- ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・メールの送信や Web 上のご案内、アンケート等、ダイレクトマーケティングによる当社および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご案内のため(※ただし、ご本人さまから中止するようお申し出があった場合、当該目的での利用を中止いたします。)
- ・お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や業務の履行のため (請求書発行元の情報を含む)
- ・ユーザが同意をした、第三者の提供するサービスのご利用のため
- ・犯罪収益移転防止法に基づく、ご本人さまの確認等やサービスをご利用いただく資格等の確認
- ・提供サービス等に係る業務上の連絡のため
- ・その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため (請求書発行元の情報を含む)

(2) 本サービスの利用状況の調査、分析、マーケティングのため (※)

- ・お知らせやセミナー・イベント他のご案内・宣伝物等の送付
- ・市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- ・商品やサービスの提案・販売等の営業活動のため
- ・利用パターンの分析、お客さまサポートに必要なニーズ分析のため
- ・商品やサービス・ウェブサイトの改善、新商品開発のための調査や分析

(3) 本サービスの改善のため (※)

- ・第三者提供先のサービス・サービスレベル・機能改善・新サービスの提供 (決済・金融サービス業務自動化サービス等を含む) のため
- ・問い合わせへの対応、関連資料の送付
- ・提供サービス等に係る業務上の連絡のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

(※) は、請求・入金の状況やサービスの利用状況等を分析することによる利用を含みます。

5. 当社は、サービスデータを第 6 条 2 項の再委託先に対し、提供することが出来るものとする。この場合、当社は第 16 条で定める機密保持義務と同等の義務を当該提供先に課すものとする。

第 18 条 (知的財産権)

本サービスの提供に関するすべての知的財産権 (知的財産権を受ける権利を含む) は、当社に帰属するものとする。

第 19 条 (通知義務)

1. 契約者において、本契約の履行に影響を与える事由が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、契約者は遅滞なく当社に当社が指定する方法で通知するものとする。
2. 第 1 項の規定は、契約者または当社が、第 25 条第 1 項第 5 号乃至 8 号までの各号の一に該当するときに準用する。

第 20 条 (権利義務の譲渡)

契約者は、当社の書面による事前の承諾を受けた場合を除き、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡もしくは引受けさせまたは担保の用に供してはならない。

第 21 条 (当社による本サービスの提供の中断)

1. 当社は、本サービス提供に必要な場合 (本サービス用設備の保守、点検等を含むがこれらに限らない) には、合理的な期間を設けたうえで契約者へ書面による事前の通知をすることにより、対象となる本サービスの提供を中断することができる。ただし、次の事項に該当する場合、契約者への事前の通知を要することなく対象となる本サービスの提供を中断することができる。
 - (1) 本サービス用設備の保守、点検等を緊急に行うなどのやむを得ない場合
 - (2) 本サービス用設備に故障、障害等が生じた場合
 - (3) 技術上または運用上の理由でやむを得ない場合
 - (4) 天災地変等その他不可抗力により当社が本サービスの提供ができない場合
 - (5) その他、緊急やむを得ない理由により契約者へ事前に通知ができない場合
2. 第 1 項による本サービスの中断においても、本サービスの料金は契約者が負担するものとする。
3. 第 1 項により提供が中断した当該サービスのうち提供再開が事実上困難な場合、当社は、契約者に通知のうえ当該サービスの提供を廃止することができる。

第 22 条 (当社による本サービスの提供の停止)

1. 当社は、契約者が次の事項に該当する場合、事前の通知をもって本サービスの提供を停止することができる。
 - (1) 本サービスの契約、申込みまたは変更時に虚偽の内容を通知したことが判明した場合

- (2) サービス料金の支払いを行わない場合
 - (3) 第 15 条に定める禁止事項を行った場合
 - (4) 本サービスの利用にあたって、当社が不適切と判断する行為を行った場合
 - (5) その他契約に違反した場合
2. 第 1 項による本サービスの停止においても、本サービスの料金は契約者が負担するものとする。

第 23 条 (当社による本サービスの提供の廃止)

当社は、本サービスの全部または一部を廃止せざるを得ない場合には、契約者へ 2 ヶ月前までに当社所定の連絡方法にて通知をしなければならないものとする。ただし、第三者が提供する本サービスの提供に必要なサービスについて、当該第三者がかかるサービスの提供を終了した場合、もしくは第 21 条第 3 項に該当する場合は、契約者への書面での通知をもって本サービスの提供を廃止することができる。なお、廃止となる本サービスの料金が既に支払われている場合、当社は、廃止日以降に相当するサービス料金を返戻するものとする。

第 24 条 (契約者による本契約の解約)

契約者が本契約の全部または一部を解約する場合は、2 ヶ月前までに当社が指定する方法により当社へ解約手続きをしなければならない。ただし、最低利用期間満了前に解約する場合は、第 8 条第 2 項または第 3 項の定めに従うものとする。

第 25 条 (当社からの契約の解約)

1. 当社は、契約者に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告、通知その他の何らの手続きを要することなく即時に本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお是正されないとき
 - (2) 第 22 条による本サービスの提供を停止されてもなお 10 日以内にその事由を是正しないとき
 - (3) 本サービスの提供が廃止されたとき
 - (4) 本契約の履行に関し、重大な過失または背信行為があったとき
 - (5) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、租税滞納処分を受けたとき、または破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき
 - (6) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手を不渡とするととき、もしくは支払停止状態にいたったとき
 - (7) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (8) 現事業の廃止もしくは重大な変更、または解散の決議をしたとき
 - (9) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 第 1 項による解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

第 26 条 (期限の利益の喪失)

契約者に第 25 条第 1 項各号の一に該当する事由が生じたときは、契約者は当社に対する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失するものとし、残存する債務を直ちに支払わなければならないものとする。

第 27 条 (相殺予約)

当社は、契約者より支払を受けるべき金銭債権を有するときは、いつでも契約者の当社に対する金銭債権と対当額にて相殺することができる。

第 28 条 (契約終了後の措置)

1. 契約者は、本契約の終了後、当社が直ちに本サービスを使用できない状態にすることに同意する。
2. 契約者は、本契約の終了後、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わるすべての資料等 (当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含む。) を直ちに当社に返還し、また、契約者の設備などに格納されたソフトウェア、契約者データ、および資料等 (以下「格納ソフトウェア等」という) についても契約者の責任で直ちに消去する。なお、契約者が格納ソフトウェア等を直ちに

に消去しない場合、契約者は、当社が当該格納ソフトウェア等を消去することに予め同意する。

第 29 条 (損害賠償)

1. 契約者は、本サービスの提供に関し、当社の故意または重大な過失により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当社に対して第 3 項所定の限度内で損害賠償請求をすることができる。ただし、逸失利益、間接損害、予見の有無を問わず特別損害は含まないものとする。
2. 第 1 項の損害賠償請求は、当該損害発生から 6 ヶ月以内に行わなければならない、請求権を行使することはできない。
3. 当社の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該請求原因に係る本契約のサービス料金 1 ヶ月相当額 (ただし、初期設定作業において損害が生じた場合には、初期設定作業の対価相当額) を限度とする。

第 30 条 (免責)

当社は、次に定める事項により契約者が損害を被った場合においても、その責任を負わないものとする。

- (1) 契約者が準備、維持する設備の性能または障害等による場合
- (2) 電気通信事業者の責による場合
- (3) 仕様書等で定める手順、セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因する場合
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入による場合
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防衛し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受による場合
- (6) 本サービスを利用することにより、契約者と第三者との間で生じた紛争等による場合
- (7) クラウド事業者の責に帰すべき事由により発生した契約者の損害が、クラウド事業者が当社に支払った損害賠償額を超える場合
- (8) 約款等の他の条項において、当社の免責が定められている事由による場合
- (9) その他当社の責に帰さない事由による場合

第 31 条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、水道・電力・交通・通信・放送その他社会インフラの停止・混乱、重大な疫病・パンデミック、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、仕入先または製造元の倒産、その他の不可抗力による本契約の全部または一部 (金銭債務を除く) の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。

第 32 条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者および当社は、自らが暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとする。
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的な要求行為、詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉、信用等を毀損する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、保証するものとする。
3. 契約者および当社は、相手方が本条に違反した場合、催告、通知その他の何らの手続きを要することなく即時に本契約の全部または一部を解除することができるものとする。なお、解除権の行使は、解除権を行使した当事者から相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
4. 第 3 項による契約解除によって、本条に違反し契約解除された当事者に損害が発生した場合でも、相手方に対して何ら損害賠償の請求を行わないものとする。

第 33 条 (存続条項)

第 16 条 (機密情報の保持)、第 17 条 (データの取扱い)、第 18 条 (知的財産権)、第 28 条 (契約終了後の措置)、第 29 条 (損害賠償)、本条、第 38 条 (準拠法) および第 39 条 (合意管轄) の規定は、本契約が満了または解除された後もその効力を存続するものとする。ただし、第 16 条 (機密情報の

保持)については、同条第12項の定めに従う。

第34条 (完全合意)

本契約に定める内容が本契約に関する当事者間の合意のすべてであり、事前の書面または口頭等による合意に代わるものとする。

第35条 (権利の不放棄)

契約者または当社が、本契約のいずれかの規定について権利の不行使をした場合においても、現在または将来において当該規定、本契約のその他の規定について権利を放棄したとはみなされないものとする。

第36条 (契約条項の分離)

本契約のいずれかの規定が無効、違法、または、履行強制が不可能とされた場合においても、本契約のその他の規定の有効性、合法性、または、履行強制可能性は影響を受けること、

または、損なわれることはないものとする。

第37条 (準拠法)

本契約は日本国の法律に準拠し、かつ同法に従って解釈されるものとする。

第38条 (合意管轄)

本契約に関し、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第39条 (協議)

本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合は、当社と契約者双方は信義誠実の精神に則り協議、解決するものとする。

以上